

国立大学法人高知大学特例看護職員の

給与及び退職手当に関する規則

平成18年10月25日

規則第50号

(目的等)

第1条 この規則は、次項で定める特例看護職員について、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）及び国立大学法人高知大学職員退職手当規則（以下「職員退職手当規則」という。）の特例を定めることを目的とする。

2 この規則において「特例看護職員」とは、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が、本学に常時勤務する医療職員（医学部附属病院に勤務する医療職本給表（三）の適用者に限る。）又は看護師免許取得前の看護助手として採用した者のうち、この規則の適用を受けることを採用時に選択し、本学が認めた者をいう。

(特別賞与の支給)

第2条 職員給与規則第4条第3項の定めにかかわらず、特例看護職員に対しては、賞与の支給期ごとに、期末手当及び勤勉手当に追加して、特別賞与として、120,000円を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、その勤続月数に応じて、これを減額又は増額して支給する。

(1) 当期の賞与支給に係る基準日の属する月（6月又は12月）から起算してそれ以前の6か月間における勤続月数が6月に満たない者又は当該期間中に退職した者

(2) 一期前の賞与支給に係る基準日の属する月に採用された者（採用等された日が当該基準日の翌日（6月2日又は12月2日）以降のものに限る。）

2 前項第1号の退職者に対しては、同項本文の規定にかかわらず、翌月の給与支給日に特別賞与を支給する。

3 第1項に定めるほか、特別賞与の支給については、職員給与規則第40条及び国立大学法人高知大学期末手当及び勤勉手当細則第1条を準用する。

4 第1項の特別賞与の額は、国家公務員等の給与及び退職手当の改定状況のほか、本学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(退職手当の不支給)

第3条 職員退職手当規則の定めにかかわらず、特例看護職員に対しては、退職手当を支給しない。

- 2 前項に定めるほか、いったん特例看護職員となることを選択した者については、以後職員退職手当規則の適用を受ける職員に移行することができないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、当分の間、平成 16 年 4 月 1 日以降に本学に採用した者のうち、国立大学法人高知大学職員就業規則又は国立大学法人高知大学有期雇用職員就業規則の適用を受ける医療職員（医学部附属病院に勤務する医療職本給表（三）の適用者に限る。）（以下「看護職員」という。）が、その意思に基づきいったん本学を退職し、（この場合、職員退職手当規則第 2 条第 2 項は適用しないものとする。）改めて特例看護職員として本学に採用される場合にも、これを適用するものとする。ただし、この場合、看護職員としての勤続期間は、この規則で定める勤続月数には算入しないものとする。また、特例看護職員は、職員退職手当規則第 1 条及び第 2 条に規定する職員（国立大学法人高知大学職員のうち、常時勤務に服することを要する者及び常時勤務に服することを要するとみなされる者をいう。）に該当しないものとする。